

Title	鎌倉時代王朝国家政治機構の研究
Author(s)	白川, 哲郎
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40111
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	白川哲郎
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第12833号
学位授与年月日	平成9年2月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科 史学専攻
学位論文名	鎌倉時代王朝国家政治機構の研究
論文審査委員	(主査) 教授 平 雅行 (副査) 教授 東野 治之 助教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、中世国家論の観点から、鎌倉時代王朝国家の政治機構を解明しようとしたものである。本文は全5章と序章・終章の計7章からなり、枚数は430枚(400字詰め換算)である。

まず序章「鎌倉期王朝国家研究と中世国家論」では、中世国家論の研究史を概観して、本論の課題を設定している。権門体制論の提起によって、鎌倉幕府中心の中世国家論は根本的な修正を迫られるようになり、王朝国家研究が急速な進展を見せたが、その中であって、①王朝国家の中央政治機構における各機関の実態の更なる解明、②それら各機関相互の有機的連関の分析、③中央政治機構と地方政治機関との有機的連関の追求、の3点が必要であると論じて、本論文の方法と課題を明らかにしている。

第一章「鎌倉期王朝国家の中央政治機構」では、国家的行事を実施する際の費用調達の問題を素材にして、行事所の実態分析を行っている。そして、①儀式費用の調達が困難な中で、行事所が費用の削減や負担配分など、費用の調達を重要な任務としていたこと、②費用の調達のために大量の成功が行われており、その成功の実務を行事所の下級官吏が担っていたこと、を明らかにした。

次いで著者は公事を行う費用が、どこから調達されたか、その全体像を解明している。元来、こうした費用の調達は、①行事所が諸国に費用を割り当てて調達する諸国調進が基本であったが、鎌倉時代ではこれが十分に機能しておらず、それ以外に②朝廷内の諸官司に割り当てた諸官司調進、③王朝国家内権門からの進納、④鎌倉幕府からの進納、そして⑤成功、という5つのやり方で費用の調達を行っており、特に⑤成功の比重が次第に高くなる傾向にあったことを指摘している。さらに著者は、職事・弁官、あるいはそれを歴任した実務派公卿によって行事所が公卿議定と連動していたことを解明し、公卿議定と行事所との有機的連関を明らかにしてみせた。

第二章「平安末から鎌倉期の大嘗会用途調達」では大嘗会を素材に、平安時代末期から鎌倉時代後期における王朝国家財政の構造と、その時期的変遷について考察している。その結果、①平安時代末期には諸官司調進の空洞化が進んでおり、その分、費用調達の中核たる諸国調進の比重がいつそう大きくなっていったこと、②諸国調進は鎌倉時代になると比重が次第に低下し、逆に鎌倉中期まで成功の比重が次第に拡大していること、③鎌倉後期になると、鎌倉幕

府の費用負担の比重が格段に高まること、を指摘している。

第三章「鎌倉時代における国衙の機能」では、鎌倉時代の地方国衙が果たしていた機能の実態分析を行っている。国衙は鎌倉時代を通じて守護の下に吸収され無力化していったと言われていたが、著者は、鎌倉末期に至るまで国衙が様々な機能を果たしていたことを具体的に解明してみせた。すなわち、①国衙領とそれに準じる地域への支配権、②国衙関係諸職の補任権、③訴訟裁定権、④一国検注権、⑤一国平均役の賦課・徴収権、⑥正税・「国衙年貢」の賦課・徴収権、⑦「国衙文書」の保管・管理・調進権、⑧祭祀権、⑨交通路管理権、⑩商業統制権、⑪大規模勸農権、⑫軍兵徴募権といった機能を有していたことを明らかにしている。そしてこうした機能を根底で支えていたのが、⑦「国衙文書」の保管・管理・調進権であった、と述べ、王朝国家の国衙掌握の弱体化と、国衙機能の弱体化との混同を認められている。

第四章「鎌倉時代の国雑掌」は、地方の国衙と中央政府との間を媒介した国雑掌の検討を行っている。まず筆者は史料を博捜することによって91点の国雑掌史料を検出し、その網羅的検討によって、国雑掌が鎌倉時代を通じて一般的な存在であり、中央政府の下級官人が任用されていたことを確認した。そして彼らが国司（知行国主）の在京代官として、①一国平均役をはじめ各種負担の在りでの賦課・徴収から、中央政府への納入に至る諸国調進実務の要としての役割を果たしていたこと、②賦課・徴収実務から派生した様々な訴訟において、王朝国家の法廷のみならず、鎌倉幕府法廷においても、国司（知行国主）の代理として重要な役割を果たしていたことを明らかにして、鎌倉時代の国雑掌が遺制であるとの通説を批判している。

第五章「鎌倉時代後末期における国衙の動向と王朝国家」では、地方の国衙行政を担った目代・在庁官人の動向を分析し、彼らと中央政府との関係から南北朝内乱の原因を探っている。筆者はまず、この時期の目代が侍身分の中下級官人から任用されていたことを確認し、その上で、王朝国家と鎌倉幕府が協力して展開した鎌倉後期の「国衙興行」政策を契機に、目代や在庁官人らが中央政府の政策意図を越えた独自の行動をとるようになった事実を指摘した。そして、こうした動きと中央政府との軋轢が、幕府に対する在庁官人の敵対、倒幕、南北朝内乱をもたらした要因となった、と論じている。また後醍醐天皇は、在庁官人層の直接掌握を目指して国司・守護併置政策を推進したが、建武政権の崩壊によって中央による地方の直接掌握の試みは挫折した、と結論している。

終章「鎌倉時代王朝国家研究の深化にむけて」では、本論文のまとめを行うとともに、今後の王朝国家研究の課題として、①検非違使庁など鎌倉時代の中央政治機構の全貌の解明、②知行国支配の内実の検討、③天皇・院といった中世王権の分析の必要性を挙げている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日記や文書など膨大な史料を博捜し、丹念にその内容を読み解いて、鎌倉時代王朝国家の政治機構の実態を解明した労作である。本論文を貫く大きな特徴は、まず実証性の高さにある。鎌倉時代の中世国家論は石母田正以来、鎌倉幕府を中世国家と位置づけて精緻な幕府研究を蓄積してきたが、黒田俊雄による権門体制論の提起によって、そうした構想は根本的に見直されて朝廷＝王朝国家権力機構の研究が急速に進展することになった。とは言え、研究の蓄積はなお十分ではなく、未解明の領域が数多く残されている。こうした研究の現状を鑑みれば、中世国家論を構築するには、本論文のような手堅い実証研究の積み重ねがなお必要な段階にある。そういう意味では、本論文が明らかにした様々な事実は、中世国家論への着実な貢献と評することができるだろう。

さて、本論文の成果を挙げるならば、まず第1に指摘すべきは、鎌倉時代の行事所の実態を解明して、行事所と公卿議定との有機的連関を明らかにしたことである。行事所については、院政期の研究はあったものの、鎌倉時代の分析は成されていなかった。本論文は、鎌倉時代の行事所についての最初の本格的分析である。そしてこの実態解明を通じて、公卿議定によって決定された国家意志が行事所との共働によって実現されてゆくメカニズムを明らかにした。

第2の成果は、鎌倉時代王朝国家財政の全体像を提示するとともに、その歴史の変遷を明らかにしたことである。成功制や一国平均役など財政史研究の進展の中で、財政収入の部分的解明は急速に進展したが、その全体像は不明なままであった。本論文は、儀式の費用調達過程を詳細に復元することによって、王朝国家財政の収入項目の全体像を解明することに成功した。この作業によって、従来、積み重ねられてきた個別研究の全体的位置づけが容易となっただけでなく、収入項目の比重の歴史の変遷を究明することも可能となった。また「関東御訪」に着目し、鎌倉後期に幕府の財政援助の比重が格段に大きくなることを明らかにしたことも、鎌倉時代の朝廷—幕府関係論に重要な論点を提供するものである。

第3の成果は、鎌倉時代の国衙が果たしていた機能の全体像を復元して、鎌倉後期の地方行政に占める国衙の位置の重要性を再認識させたことである。既に石井進は、国衙在庁指揮権が幕府支配の全国化の必須の前提であると論じて、鎌倉時代における国衙の重要性を指摘していたが、研究の潮流は、ともすれば国司による国衙掌握の弱体化と、国衙機能そのものの弱体化とを混同する傾向にあった。その点からすれば、鎌倉後末期の国衙の機能を網羅的に検出したことは、守護—御家人体制を基軸とする従来の地域支配論に大きな反省を迫るものと言えよう。

第4の成果は、中央政治機構と地方の行政組織とを媒介する国雑掌・目代・在庁官人らの実態を解明したことである。これらは、いずれも平安時代の研究があるものの、鎌倉時代の実態解明がほとんど成されていなかった。特に国雑掌については、本郷恵子の問題提起を踏まえて網羅的検討を行って、彼らが、諸国に割り当てられた課役の賦課・徴収実務の中核的存在であったことを解明している。また鎌倉後期に目代・在庁官人らが政府の方針に反する独自の動きを行っていた事実の提示は、鎌倉末から南北朝内乱を考える上で無視できない論点となるだろう。

こうして本論文は、公卿議定—行事所—国雑掌—目代—国衙—在庁官人という、鎌倉時代王朝国家の中央から地方にいたる政治機構、およびその媒介者の全体像をほぼ明らかにしてみせた。近年の王朝国家論が中央政府研究に集中する傾向にあることからすれば、本論文が中央と地方との媒介者や、国衙の実態を解明してみせたことは、王朝国家研究の裾野をさらに拡充するものであり、鎌倉時代政治史研究への重要な貢献である。

もとより、本論文にも問題がないわけではない。本論文は手堅い実証によって王朝国家政治機構の諸側面を明らかにしてきたが、鎌倉幕府をも包含した中世国家論への展望はいまだ十分とは言いがたい。例えば王朝国家への鎌倉幕府の援助について言えば、関東御分国への所課調進、一国平均役徴納物の納入など、「関東御訪」の範囲を越える幕府の進納が存在する以上、幕府支配の多元的構造を踏まえた上で、幕府の進納の内実を整理し直すことが必要だろう。また国衙論にしても、鎌倉時代を通じて国衙が機能していたとの指摘はよいとしても、南北朝内乱を展望するためには、国衙機能が弱体化してゆく側面についても、十分な配慮と実証的検証が求められる。

しかし、これらの欠点は、申請者が前途ある若手研究者であることを考慮すれば決定的なものとは言えず、むしろ本論文での達成を踏まえて、今後、自らの構想をさらに深めて行くことが期待される。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。